

LCAきたかる森のインター小学校 いじめ防止基本方針

2026年4月作成

1 LCAきたかる森のインター小学校の教育理念と「いじめ防止」の基本的な考え方

本校の教育は、一人ひとりの児童と教師が、日常的に、対等な人間として向き合うことを基盤として成り立っている。何かあれば、いつでも一人ひとりの児童の悩みや疑問に教師が時間をかけて耳を傾け、児童が自分の力で問題を解決できるまで支援を重ねる教育の仕組みである。

そうした仕組みの中で子どもたちは自分の気持ちを素直に表現することの大切さや、どうすれば自分の気持ちを相手に伝えることができるのかを学んでいくのである。

また、他人の気持ちを思いやることができるようになるためには、まず自分自身を大切に思えるようになること(セルフエスティーム)、自分に自信を持てるようになることが何よりも大切なことを教師との日々の触れ合いの中から学んでいく教育と言い換えることもできる。

『いじめの防止等のための基本的な方針』(平成25年10月11日文部科学大臣決定)は、「いじめの早期発見」として、「いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である」と述べている。

本校ではこの基本的な方針に示されている、「児童生徒のささいな変化に気付く」教育を、1クラス15人の少人数教育で実現する。

2 いじめを生じさせない仕組みの構築

少人数編成ではあるが、LCAにおいても学校生活は集団活動の場である。当然のことながら集団生活を成立させるためのルールが存在し、家庭生活とは異なる制約も少なからずある。

また1クラスに15人の児童が在籍すれば、15通りの個性が教室の席を占めることになり、気の合う者、気が合わない者が出てくるのは極めて自然なことである。

いじめの要因はいくらでも存在すると言える。しかし、異質な者との切磋琢磨の中で子どもは成長していくのであり、どちらが正しいかではなく立場や考え方が異なることを認め合うことが大切である。しかし、偶発的な事故をきっかけに口論が生じ、時に身体的な衝突といった事態が生じることもあり得る。

そんな時は、「みんな仲良くしましょう。暴力はやめましょう」と声高に叫んだり、スローガンを掲げたりするだけでは事態は改善しない。大切なことは、そうした事態が生じた時、加害者であれ被害者であれ、出来事にかかわった子どもたちの心情を教師がどの位汲み取ることができるかである。あるいは、子どもが教師にどれだけ心の裡を吐露できるかである。そこには子どもたちと教師の間に信頼関係が構築できていなければならない。

そこで、いじめの防止にあたってはまずその仕組みを強化する。

1. 児童、教師、保護者間の信頼関係の構築
 - a. 職員の連携
 - i. 児童指導の理念については、日々の取組みと研修を通して全職員に周知徹底する。
 - ii. 児童指導部会の開催を通して、児童の実態の情報共有や児童理解・指導のあり方についての共通理解を図ることとする。
 - b. 保護者との連携
 - i. 児童に関して学校側が感じたことは、Eメールや電話で保護者に迅速に連絡し、必要に応じ来校を求め、対応を保護者と図ることとする。
 - ii. 児童や保護者からの相談や問題提起には「迅速」、「直接の話し合い」を原則に対応することとする。
2. 異学年交流によるコミュニケーション能力の陶冶
 - a. 授業や行事等での異学年交流の推進を通して、多様な人間とのコミュニケーションの機会を創出する。
3. ネットモラルの指導
 - a. 『いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号)』(以下「推進法」)第19条に定める「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」として、インターネットの適切な活用方法の指導に努める。
4. いじめアンケートの実施
 - a. 毎年1回いじめアンケートを実施し、児童の抱える困りごとや悩みなどを調査する。アンケート結果を受け、必要に応じて個別に面談を行い、未解決の問題は学年間や児童指導主任で連携をとり、迅速に解決することを目指すと共に教職員間での情報共有を図る。

3 いじめが発生した場合の対処方法、組織等

いじめ問題防止の日常的な取り組みにも関わらず、いじめが発生した場合の対処法については推進法第4章「いじめ防止等に関する措置」の規定を踏まえ次のとおり定める。

いじめについての情報が児童等からあった場合、情報を受けた教員は、一人で情報を抱え込むことなく直ちに児童指導担当や教務に報告しなければならない。当該事件の報告を受けた児童指導担当や教務は、直ちに校長に当該事件を報告するとともに、事実関係を正確に把握するため、その件に関わる児童や保護者からの事実確認に努めるものとする。

また、校長はいじめを受けた児童に対して事情を確認したうえで適切に指導できるよう、児童指導部会の構成員を招集し組織的な対応を図ることとする。さらに、家庭や長野原町教育委員会への報告・相談や、状況に応じて関係機関との連携を図ることとする。

また、いじめが生じた際に適切に対応できるよう、関係機関との適切な連携のための情報共有の体制の構築に努めることとする。

なお、いじめが発生した場合には、教職員は学年集会等の時間等を活用し、全児童に当該いじめに係る事項について伝えるとともに、いじめ防止についての適切な指導に努めることとする。

また、子どもや保護者による相談も組織的に対応できるよう、下記のような相談の流れを構築している。

1. 児童指導部会
 - a. いじめが疑われたり、発生したりした場合には、当該会議が対応することとなる。
 - b. 個々の児童のケースについても随時報告を受け、適切な対応を図る。
 - c. 児童指導部会は次の構成員により組織されている会議である。
 - i. 構成員：児童指導主任、児童支援コーディネーター、養護教諭、学年主任（いじめ発生に伴う開催の場合は、校長も出席する）
2. ケース会議
 - a. いじめが深刻な場合は、その件に焦点をあてたケース会議を迅速に行う。
 - i. 構成員：校長、教務主任、児童指導主任、当該学年（児童支援コーディネーターや養護教諭は、必要に応じて出席する）

4 重大事態への対処

本校は次に掲げる場合には、『いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）』第28条の規定に基づき、その事態（以下「重大事態」という。）に対処するとともに、速やかに校長の下に組織（いじめ調査会：構成員は、児童指導部会構成員に学校医を加えた者とする。）を設け、質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 1) 本校校長は、前項に規定する調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 2) 本校校長は、第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、長野原町長野原町教育委員会を通じて町長に報告しなければならない。